

「福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」民間人材ビジネス事業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業（以下「拠点事業」という。）に民間人材ビジネス事業者が参画するための登録について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 拠点事業において、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「戦略拠点」という。）に登録された民間ビジネス人材事業者（以下「登録事業者」という。）が、県内中堅・中小企業等（以下「企業等」という。）とプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）との間における有料職業紹介を実施し、企業等がプロ人材を採用することで、地域と企業等の成長戦略の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

- (1) 戦略拠点 福岡県内の企業等に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロ人材に対するニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と個々の案件との相乗効果を目指し、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点のこと。
- (2) 登録事業者 職業安定法（昭和22年法律第141条。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により登録を受けた事業者をいう。
- (3) プロ人材 新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材であって、業務を行う最小単位の組織の長として1年以上の経験、若しくは、企業又は官公庁等における概ね5年以上の実務経験を有するもの。
- (4) 人材紹介手数料 法第32条の3第1項第2号に規定する手数料をいう。

(登録の申請)

第4条 拠点事業に参画しようとする民間人材ビジネス事業者は、別に定める期間において、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、福岡県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 求職及び求人申し込み方法など、業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申し込み手順が分かるものなど）
- (4) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）

- (5) 有料職業紹介の実績状況及び取り組み方針等のわかるもの（様式第1号別紙1）
- (6) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業とかわす契約書の様式、手数料表など）
- (7) 役員名簿（様式第1号別紙2）※要領第5条（4）関係
- (8) その他知事が必要と認める書類

（登録の条件）

第5条 第4条に掲げる申請書を提出する際には、次のことを承諾して提出することを条件とする。

- (1) 登録事業者は、企業等からの人材ニーズやプロ人材の個人情報について、法令等の許す範囲において戦略拠点へ提供すること。
- (2) 登録事業者は、毎月のプロ人材に関する職業紹介の状況について、翌月5日までに有料職業紹介活動状況報告書（様式第2号）により戦略拠点に報告すること。
- (3) 拠点事業の運営に必要な会議等へ参加すること。
- (4) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。（※要領第4条（7）役員名簿（様式第1号別紙2）により確認）

（登録の基準）

第6条 登録事業者の登録については、次に掲げる基準により申請内容を審査の上、知事が登録を決定し、登録（認定・不認定）通知書（様式第3号）により通知する。（実績は申請の前年度実績で判断）

- (1) 福岡県外在住の人材に関する求職（人材側）の登録実績件数。
- (2) 福岡県内企業の求人（企業側）登録実績件数。
- (3) マッチング実績及び成約実績の件数。
- (4) 有料職業紹介の取組方針が、事業の目的に合致しており、プロ人材のマッチングに繋がるような具体的な取組となっているか。
- (5) 人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っているか。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、戦略拠点が別に指定する日から当該年度末までとする。

2 登録は、次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、登録の有効期間内であっても登録を終了する。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取り消しがあったとき
- (2) 第9条の規定により、登録の取り下げがあったとき
- (3) 第10条の規定により、登録を取り消したとき

(変更届)

第8条 登録事業者は、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があったときには、変更届（様式第4号）により速やかに知事に届出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新をしたとき
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をしたとき

(登録の取下)

第9条 登録事業者は、本事業への登録から削除を希望する場合には、登録の取下申請書（様式第5号）を知事へ提出するものとする。

(登録の取消)

第10条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為があると知事が認めたとき
 - (2) 正当な理由がないのに、第5条に定める遵守事項を怠る、又は反したとき
- 2 前項の規定により登録を取り消した場合に登録事業者が被った損失については、知事は損害賠償を行わない。

(指導監督)

第11条 戦略拠点は、この登録に関する事項について必要に応じて登録事業者に報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月15日から施行する。